

様式第七号の二（平26内府令19・追加、平26内府令63・令元内府令2・令3内府令5・一部改正）

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 年 月 日 至 年 月 日）

（単位： 円）

	株主資本							評価・換算差額等					株式引当権	新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延△利益	土地再評価差額金				評価・換算差額合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 ××積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当期変動額																
新株の発行	×××	×××		×××			△×××	×××	×××						×××	
剰余金の配当					×××		△×××	△×××	△×××						△×××	
当期純利益							×××	×××	×××						×××	
自己株式の処分							×××	×××	×××						×××	
.....															×××	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当期変動額合計	×××	×××	—	×××	×××	—	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	

当事業年度（自 年 月 日 至 年 月 日）

（単位： 円）

	株主資本										評価・換算差額等					株式引当	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計				
		資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計										
						××積立金	繰越利益剰余金											
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××		
当期変動額																		
新株の発行	×××	×××		×××					×××							×××		
剰余金の配当					×××		△×××	△×××	×××							△×××		
当期純利益							×××	×××		×××						×××		
自己株式の処分								×××	×××							×××		
.....																×××		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)										×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××		
当期変動額合計	×××	×××	—	×××	×××	—	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××		
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××		

（記載上の注意）

- 1. 上記の様式は、会社計算規則第 3 編第 4 章の規定に基づいて記載すること。
- 2. 株主資本等変動計算書の表示区分は、貸借対照表の純資産の部における各項目との整合性に留意すること。
- 3. 適及適用又は修正再表示（以下 3. において「適及適用等」という。）を行った場合には、前事業年度の期首残高に対する累積的影響額及び適及適用等の後の期首残高を区分表示すること。
- 4. 会計基準等に規定されている適及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に

加減することが定められている場合には、当事業年度の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高に区分表示すること。

5. 上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。